

【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】

後期高齢者医療 被保険者証 が変わります

8月から、「後期高齢者医療被保険者証」が“うす緑色”に変わります。
 新しい被保険者証は、7月下旬までに簡易書留にて送付します。新しい被保険者証は、お手元に届いたときから使用できます。
 また、現在お持ちの被保険者証（橙色）の有効期限は、7月31日までです。それ以後は使用できませんのでご注意ください。
 ○有効期限の過ぎた被保険者証は、ご自身で破棄いただくか、保険課または吉川支所へお返してください。

後期高齢者医療保険料の決定について

令和2年度の後期高齢者医療保険料の決定に伴い、7月中旬に被保険者の皆さまに保険料額決定通知書を送付します。
 保険料の納入方法は、年金から直接納めていただく「特別徴収」と、口座振替や保険料額決定通知書に同封する納付書で納めていただく「普通徴収」の2通りに分かれます。
 また、年度途中で被保険者となられた方は、資格を取得した月から月割で保険料を納めていただきます。

お問い合わせ

◎制度全般に関すること…大阪府後期高齢者医療広域連合 事務局

おもな業務内容	担 当	電話番号
被保険者証、保険料等について	資格管理課	☎06-4790-2028
高額療養費、健康診査、医療費通知等について	給 付 課	☎06-4790-2031
予算、広報、議会等について	総務企画課	☎06-4790-2029

◎保険料の納付、その他各種届出に関すること…豊能町保険課 ☎739-3422



7月1日より キャッシュカード+暗証番号 で 税金、保険料の自動引き落とし手続きができます

税金、保険料の口座振替申し込みが、これまでの申請用紙による手続きに加えて、キャッシュカードのみでもできるようになります。

対象となる税金、保険料

町・府民税（普通徴収分）、固定資産税、軽自動車税
 国民健康保険料、介護保険料、
 後期高齢者医療保険料

取扱金融機関

三井住友銀行 三菱UFJ銀行
 りそな銀行 池田泉州銀行
 大阪北部農業協同組合 ゆうちよ銀行

申込場所

豊能町役場本庁、吉川支所
 ※金融機関窓口では申込みできません

申込みに必要なもの

取扱金融機関のキャッシュカード（要暗証番号）
 ※キャッシュカードを専用端末に通して、申請者に暗証番号を入力していただきます

お問い合わせ

町・府民税、固定資産税、軽自動車税……………税務課 ☎072-739-3417
 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料…保険課 ☎072-739-3421（介護）
 -3422（国保、後期）

案内一般

町議会 5月会議(5月11日)

主な内容は次のとおりです。

○専決処分の報告の件(豊能町税条例等改正の件)

地方税法等の改正に伴い、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の個人町民税課税の特例期間の延長など、所要の改正を行うものです。

○専決処分の報告の件(令和元年度豊能町一般会計補正予算の件(第9回))

既定の歳入歳出予算の総額に1,317万8千円を増額し、予算の総額を72億9,110万円とするものです。歳出の内容は、利子および寄附金をそれぞれの基金に積み立てるものです。

○豊能町特別職の職員に関する条例改正の件

新型コロナウイルス感染症対策の財源とするため、令和2年5月1日から令和3年4月30日までの間、特別職の給料の月額減額割合を引き上げ、町長は30%から40%に、副町長及び教育長は10%から15%にするものです。

○豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件

新型コロナウイルス感染症対策の財源とするため、令和2年5月1日から令和3年4月30日までの間、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬を10%

減額するものです。

○豊能町税条例改正の件

地方税法等の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等は、申請書類等に不備があつた場合の補正期間に係る規定を準用するものです。

○令和2年度豊能町一般会計補正予算の件(第1回)

既定の歳入歳出予算の総額に20億2,676万1千円を増額し、予算の総額を88億9,462万円とするものです。歳出の内容は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費です。国主体事業は特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金、大阪府主体事業は休業要請支援金(町が経費を半分負担)です。また、豊能町独自事業は水道基本料金の4ヶ月間全額免除、児童扶養手当受給世帯に5万円支給、子どもの学習支援のための教育サポーターの配置、小中学校・幼稚園・保育所・認定こども園・留守家庭児童育成室等にマスクや空気清浄機など整備、就学援助費受給世帯に児童生徒1人当たり1万円支給です。

問II総務課 ☎739-3415

豊能郡環境施設組合からのお知らせ 令和2年第2回臨時議会の報告

令和2年第2回豊能郡環境施設組合議会臨時議会は、4月28日に1日間の

日程で開催されました。

管理者が提出し、議決された案件および主な内容は次のとおりです。

■令和2年第2回臨時議会

○令和2年度豊能郡環境施設組合一般会計補正予算(第1号)

既定の歳入歳出予算の総額に1,101万9千円を増額し、予算の総額を7,348万4千円とするものです。歳出の増額の要因は、人件費の増です。

○豊能郡環境施設組合公平委員会委員の選任の件

(賛成多数 可決)
任期満了に伴い、新たに公平委員会委員の選任について同意を得るものです。

問II豊能郡環境施設組合 ☎739-3004

特別定額給付金申請はお済みですか?

特別定額給付金の給付を受けるには、申請が必要です。申請をされない場合は、給付を受けることができません。申請方法は、世帯主あてに送付された申請書に記入し、必要書類を添えて返送する郵送申請方式またはマイナンバーカードを所持する世帯主がマイナンバーサイトから申請するオンライン申請方式のどちらかになります。また、お手元に特別定額給付金申請書がある方はできるだけ早く申請して

ください。

○対象者

基準日(令和2年4月27日)において、豊能町の住民基本台帳に登録されている方(世帯主が同一世帯全員分を申請)

○給付額

給付対象者1人につき10万円

○申請期限

令和2年8月25日消印有効

※この期限を過ぎると給付が受けられなくなります。

問II総務課(特別定額給付金担当) ☎739-3415

豊能町食育関連事業 鮎の放流体験とつかみ取りは 中止します

毎年開催しておりました鮎の放流体験とつかみ取り事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度は中止します。

参加を楽しみにされておられた皆様におかれましては申し訳ございませんが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止にご理解いただきますよう、お願いいたします。

問II農林商工課

☎739-3424

国民健康保険料の決定について

令和2年度の国民健康保険料を決定しましたので、7月中旬に世帯主様あてに国民健康保険料賦課決定通知書を送付します。

令和2年度の保険料率

賦課方式	被保険者全員		40~64歳の方
	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割 被保険者の前年中の総所得金額等から基礎控除33万円を除いた金額に対して	8.06% (7.60%)	2.55% (2.49%)	2.40% (2.24%)
均等割 被保険者一人あたり	28,700円 (29,700円)	9,000円 (9,800円)	15,700円 (12,900円)
平等割 加入一世帯あたり	30,300円 (25,700円)	9,600円 (8,400円)	0円 (1,600円)
賦課限度額 (賦課される保険料の上限度)	61万円 (58万円)	19万円 (変更なし)	16万円 (変更なし)

()内は元年度の料率または金額です

▼保険料の納付方法

○納付書で納付
1期(7月)から9期(翌年3月)に分けて納付していただきます。納付書裏面に記載の金融機関等で納付期限までに納めてください。

○口座振替で納付

毎月末日(金融機関の休日になる場合は翌営業日)に指定の口座から引き落とされます。

※口座振替には別途手続きが必要です。

○特別徴収による納付

次のすべてに該当する世帯は特別徴収(年金からの天引き)となります。ただし、年度内に世帯主が75歳になる場合は特別徴収になりません。

- 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳〜74歳である。
- 世帯主が国民健康保険の被保険者であり、年金を受給している。

●特別徴収の対象となる年金の受給額が18万円以上(年額)であり、介護保険料と国民健康保険料を合わせた額が年金額の2分の1以下である。

問 II 保険課(国保) ☎739-3422

介護保険施設における居住費・食費の負担限度額認定申請について

介護保険施設への入所やショートステイ利用の場合、居住費(家賃や光熱水費)および食費は利用者負担となりますが、所得が低い方の負担が重くならないように軽減策が設けられています。この軽減を受けるためには申請が必要です。

- ①対象となるサービス(居住費・食費)
- ・介護老人福祉施設サービス(特別養護老人ホーム)※地域密着型を含む
- ・介護老人保健施設サービス
- ・介護医療院サービス
- ・介護療養型医療施設サービス(介護保険適用の療養病床)
- ・短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

②対象となる方・軽減の内容

左表の第1段階から第3段階に該当する方が軽減の対象です。申請により、所得などの状況に応じて居住費・食費の負担限度額(上限)が設定されます。
*利用者負担段階の第2段階と第3段階とを区別する年金収入などについては、非課税年金(遺族年金と障害年金)収入も含めて判定されます。

利用者負担段階	該当要件等	居住費(滞在費)※日額				食費※日額
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	①住民税世帯(世帯を分離した配偶者を含む。以下同じ。)非課税かつ老齢福祉年金を受けている方、または②生活保護を受けている方	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	住民税世帯非課税で「合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入額の合計額が80万円以下」の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	住民税世帯非課税で第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
第4段階 基準費用額	①本人は住民税非課税だが、世帯では課税の方、または②本人が住民税課税されている方	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,392円

・表中の()内の料金は特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の場合です。
・利用者負担は上表の居住費(滞在費)・食費のほか、介護保険サービスの1~3割負担があります。
・その他、施設によっては日常生活費、特別な室料・特別な食費がかかる場合があります。

問 II 保険課(介護) ☎739-3421

マイナンバーカードの手続きが予約制となりました

吉川支所では、窓口の混雑緩和のため、マイナンバーカード(個人番号カード)の手続きを予約制としています。(豊能町HPで掲載中)

予約は、お電話、ご来庁にて受付をしています。
皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

予約時間：平日9時~12時、 13時~17時



お電話の方は ☎072-739-3418 住民人権課 「吉川支所マイナンバーカード予約係」まで

家屋調査にご協力ください

町では固定資産税の課税の公平を期すため、地方税法に定められた家屋調査を実施しています。

▼新築・増築家屋の調査

新築・増築された家屋については、完成の翌年から建物の固定資産税が課税されますが、その税額算出のため、現地調査を実施しています。

調査では家屋の屋根や外壁、各部屋の内装などに使用されている資材等の状況を確認します。

▼家屋の一斉調査の実施

この調査は、家屋の新築・増築、滅失を把握し、現況と課税内容を一致させるために行います。

いずれの調査にも「固定資産評価補助員証」を携帯した税務課の職員が伺います。また、必要に応じて屋内を拝見させていただきます。ご了承ください。

▼新築・増築・滅失家屋の届出のお願い

家屋（車庫や物置など小さい家屋を含む）を新築・増築した場合や取り壊した場合は、固定資産税額が変更される場合がありますので、税務課までご連絡ください。

▼宅地の軽減措置について

住宅の敷地には、軽減措置が適用されています。住宅の取り壊しなどで、土地の固定資産税額が変わることがあ

りますので、土地の利用状況を変更した場合、または変更する予定がある場合は、お問い合わせください。

問〓税務課 ☎739-3417

心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスターの募集

障がいのある人となし人との心のふれあいの体験を綴った作文や、障がい者への理解を促進するポスターを募集しています。入賞者には、賞状等を贈呈します。

作文〓400字詰め原稿用紙（縦書き）

で、小・中学生は2〜4枚、高校生・一般は4〜6枚

※点字や電子メールでの応募も可

ポスター〓小・中学生のみ。B3画用紙

又は四つ切りサイズ画用紙（縦長のみ）

募集期間〓令和2年7月1日（水）〜

9月4日（金）

応募方法〓左記へ郵送（9月4日必着）

又は持参

※但し、土曜日・日曜日・祝日については持参による受付は行っておりません。

応募先（問合せ先）〓

〒540-8570 大阪市中央区大手前3丁目2番12号

大阪府福祉部障がい福祉室

障がい福祉企画課権利擁護グループ

☎06-6941-0351（内線24801）

☎06-6942-7215

●詳しくは、ホームページを検索してください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikak>

usuisshin/syougai-info@2sakubunpos.uta.html

寄附ありがとうございます

豊能町へ

有限会社ファーマシーオカムラ様より

手指消毒用エタノール 20ℓ

マスク 800枚

認定こども園豊能町立ふたば園に

コック食品株式会社様（大東市）より

（株）会社みなと銀行の地域貢献寄贈

型銀行保証付私募債『あゆみ』を通じて

おひるねベット 18台

あたたかいご厚意に深く感謝申し上げます。

健康・福祉

集団検診等の追加日程について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、延期していましたが、大腸がん集団検診等について、日程を追加して実施します。

【胃がん・大腸がん検診】要申込

時〓7月22日（水）午前9時開始

所〓中央公民館

対〓40歳以上

¥〓500円（胃）、200円（大腸）

【乳がん・子宮がん検診】要申込

時〓10月16日（金）午前9時開始

所〓希望ヶ丘集会所

対〓20歳以上で偶数年齢の女性（子宮）

40歳以上で偶数年齢の女性（乳）

¥〓500円

【骨粗鬆症検診】申込不要

時〓9月25日（金）午前9時開始

所〓保健福祉センター

対〓18歳以上

¥〓500円

【乳幼児健康相談・栄養相談・歯科相談】要申込

時〓7月22日（水）午前10時〜11時

所〓保健福祉センター

▼実施にあたり、受診者へのごお願い

感染予防の観点から次の対策をとりますので、ご協力をお願いします。

・熱のある方、体調の悪い方は受診をご遠慮ください。

・会場にて当日の体調の確認、手指消毒、体温測定を行います。（37.5度以上の方は受診できませんのでご了承ください。）

・ロビーでは隣の方との間隔をとった上でお待ちください。

申・問〓保健福祉センター

☎7393-3301

風しん第5期定期予防接種について

風しんの公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、風しんの予防接種を実施します。

対象の方には、風しんの抗体検査及び予防接種が無料となる全国共通のクーポン券を送付しています。クーポン券を受け取られた方は、この機会に抗体検査を受け、十分な量の抗体がないと判定された方は、予防接種を受けてください。

実施期間＝6月1日～令和4年3月31日（※昨年度にもクーポン券を送付しています。未使用の方は今年度も使用いただけます。）

￥＝抗体検査、予防接種ともに無料

町内の委託医療機関（※クーポン券を送付した際に同封した町内の委託医療機関に一部誤りがありました。お詫びして下記のとおり訂正します。）

風しんの抗体検査	風しんの第5期の定期接種	実施医療機関名	電話番号	住所
○	○	井上医院	738-7276	豊能町東ときわ台7-5-14
○	○	北大阪医療生活協同組合 光風台診療所	738-6480	豊能町光風台5-1-14
○	○	(医)坂本内科医院	738-0050	豊能町光風台3-15-1
○	○	豊能町国民健康保険診療所	739-0004	豊能町余野61-1
○	○	西浦医院	736-1672	豊能町光風台1-2-15
○	○	(医)平誠会 ひらがクリニック	734-8017	豊能町ときわ台4-2-14 銀杏の館1階
○	○	(医)秀徳会 まわたり内科	733-3366	豊能町新光風台2-16-12
○	○	森井整形外科クリニック	738-7238	豊能町新光風台2-2-2

町外の委託医療機関＝厚生労働省のホームページに一覧が掲載されていますのでご確認ください。

*厚生労働省ホームページ：「風しんの追加的対策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index_00001.html

受け方＝クーポン券に同封の「風しん第5期（麻疹風しん混合（MR）ワクチン）を受けるにあたっての説明・注意事項」をよく読んで受診してください。

持＝クーポン券、本人確認書類（運転免許証、健康保険証など） **問**＝健康増進課 ☎738-3813

“おでかけくん”高齢者等外出支援事業の運行事業者が変わりました

一般の交通機関や自家用自動車での外出が困難な高齢者や障害者の方の生活圏拡大を目的に、自宅から町内への外出を支援するための送迎サービスを行っています。

令和2年6月より運行事業者が変わりましたのでお知らせします。

運行事業者 NPO法人 ヴィエントとよの（豊能町希望ヶ丘5-3-7）
予約専用電話 ☎080-3826-3154

ホームページで予約状況を確認することができます。また、LINEでの予約もできます。

HP <http://www.npo.viento.or.jp>

※ご利用には、あらかじめ会員登録をしていただく必要があります。また、登録には要件がありますので、内容をご確認の上、手続きをお願いします。

問＝健康増進課（保健福祉センター内） ☎738-3813



大阪府池田保健所7月の事業

問＝大阪府池田保健所 ☎751-2990

▶こころの健康相談(事前予約制)

日程など詳細はお問い合わせください。

▶水質検査・検便

令和2年度から検査受付日が変わります。

時＝7月7日(火)28日(火)午前9時30分～11時30分

※あらかじめ検査容器等を受領に来所願います。

￥＝有料

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、

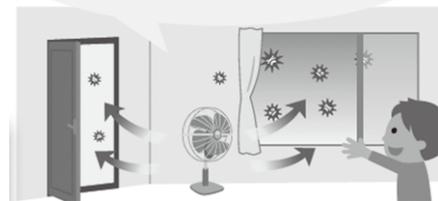
**骨髄バンクドナー登録、
B・C型肝炎ウイルス検査、
HIV/エイズ・梅毒（血液）、
クラミジア（尿）検査**の一部を当分の間休止させていただきます。

詳しくは、お問合せください。

とよの健康づくり Vol.36

ひきつづき新型コロナウイルス感染拡大防止に努めましょう

窓やドアを開け
こまめに換気を!



緊急事態宣言が解除され、様々なところで、日常生活がもどrittつあります。約3か月近くの間、住民の皆さんには、自粛に心がけていただき、感染拡大がおさまりをみせていますが、半面、心や身体には目に見えないストレスや身体機能の衰えが起こっていることが考えられます。

まだまだ新型コロナウイルスの第二波感染拡大発生も否定できないことから、急激に生活をもとに戻すのではなく徐々に身体をゆっくりもとにもどすことと「基本的なルール1・2」を守りながら引き続き感染予防を心がけてお過ごしください。

基本ルール1

「三つの密」を徹底的に避けるとともに感染拡大を予防する!

- ①密閉空間
- ②密集場所
- ③密接場面

基本ルール2

- ①人と人の距離をできるだけ(2m)空ける。
- ②マスクの着用
- ③まめに手洗い、手指消毒
- ④咳エチケットの徹底
- ⑤体温測定、健康チェック(発熱、風邪症状がある場合は無理せず自宅療養)

2020.5.4 国の専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より抜粋

脱水症の予防を

さて、7月に入りますと、暑さも厳しくなります。毎年のことですが、「脱水症」をおこしやすい時期にはいります。感染予防のためにマスクをすることで、のどの渇きを感じにくい、またマスクをしていることで水分補給がしづらくなりますので、時間を決めて、定期的な水分補給を心がけてください。またエアコンなどもうまく利用していただくことも大切ですが、暑さを感じにくくなることで、水分補給が遅れ「かくれ脱水」となることもあります。いつでもどこでも飲めるように、水筒やペットボトルで水分を常に持ち歩くことが大切です。

健康相談・栄養相談・歯科相談のご案内

お身体のことや心のご心配やご相談がありましたら、健康増進課までご連絡ください。

まずはお電話で相談内容をお聞きして、ご希望があれば、ご予約をしていただき保健福祉センターでご相談をお受けします。



問=健康増進課(保健福祉センター内) ☎738-3813